

日本国民の要件

床 次 正 安 (鉱物学専攻)



今年退職する年代の人間ほど憲法を熟読している者は少ないと思う。

憲法では、前文の冒頭から「日本国民は」と謳い上げ、学問の自由を含む多くの権利を保証している。第10条に「日本国民たる要件はこれを法律で定める。」とあるが、若い頃はその辺の微妙な問題を意識したことが無く、人である限り権利を享受し得るものと錯覚していた。

30代の半ばの頃、ある同僚に職員組合の委員長就任をお願いしたところ日本国籍を持たないと理由で固辞された。全構成員が彼の人格を信頼しているから外国人故に統制に服さない恐れは無い旨を説いたが、問題は組織内部では無く、人事院や法務省との関係であると言われたので引き下がる他は無かった。後にヨーロッパに渡り、対日感情が素晴らしく良い国であったので個人的には極めて快適な2年間を過ごしたが、その国の外国人法を知り、その運用を見聞するようになってからは、上記の同僚に無理を強いたのではないかと改めて反省している。なお、大村の収容所などについての我国の新聞の報道では、日本のみが外国人に苛酷であるような論調が多いが、難民の受入れへの対応のろさは批判を受けざるを得ないとしても、それ以外の出入国管理は先進諸国と比べて

も柔軟であると思う。

さて、憲法10条でいう法律は国籍法であり、その第1条に「日本国民たる要件は、この法律の定めるところによる。」とある。その中で、元来外国の国籍を有していた人が日本国籍を取得する「帰化」について第4条以降に記述が続き、その為の必要条件が幾つか記されている。ところが、この法律には帰化を申請したときに法務大臣によって許可される可能性の有無についての示唆は1語たりとも書いてない。実は、日本国民の「要件」というからには、日本人になる為の重要な事項が書かれているものと勝手に想像していた。ところが法律で「要件」というのは読んで字の通り「必要条件」のことであった。

上に記したように国籍法に帰化の必要条件が列挙されているが、その条件を満たす集合は、「人間」という集合に比べて余り小さくなっていない。勿論、犯罪者や外国に住んでいる外国人や国籍を有している日本人は除外するようになっているから地球上の数十億人のうち99.999%までは除かれて数万人の該当者が残るだけとなり、見掛け上は厳しい条件を課したようになっている。しかし、日本国に悪意を持たず日本に定住したいと思う程の人の集合を考えれば、100%満たしているような事柄しか見当たらない。せいぜい職業的な不良外人を排除しているに過ぎない。結局、法に書かれている日本国民の要件とは、日本ないし外国に住む全ての日本人と、日本に定住を希望する外国人の全てが満たしているようなものらしい。

日本は法治国であり、日常生活なども含めて殆どの事柄が法で決められていて、生きている社会の中でどうしても規定しきれない中間的な部分だけについて、行政官の裁量や司法官の判断に委ね

るものと教えられてきた。多分、国内だけの事象であれば時代とともに実状からずれて行く部分について改正が遅れているところが少し残るにしても、法の網目は十分に整備されているものと思う。国籍法のように、国外とも関係する事象については、あらゆる状況を想定した法を整備することが著しく困難なので、事実上は空文と言えることだけしか書けないのであろう。それ故、日本国民たる必要充分条件については、全てが行政官の裁量に委されている現状になっているのかと思う。

ところで、1984年来日し1991年に小生の養子になった娘が、人間としての権利を人並みに持つように日本国籍を得るべく数年来努力を続けてきて、多くの人の御尽力を頂いているが、なかなか実現しない。先進国の多くが2重国籍を含めて合理的かつ迅速な対応をしているのに比べて、我国の法の運用の硬直性が目立つ。最近の新聞で、我国で生れ育った孤児に国籍が付与されず、裁判でも否定されたことが報道されたが、どうにかならないものか。

